

知的財産セミナー3

「IT関連特許出願のための強みの発掘、先行技術調査及び特許出願書類作成のポイント」

事前準備のお願い

一般財団法人

沖縄ITイノベーション戦略センター(ISCO)

2023年11月29日

Seiju国際知財事務所

弁理士 北村 光司

事前ダウンロードのお願い

- が付いている赤字の資料5点は、必ずダウンロード下さい。
他のものは興味があればダウンロード下さい。

特許・実用新案審査基準(基本)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

審査ハンドブック 附属書B コンピュータソフトウェア関連発明(2019)

● **資料3** : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_b1.pdf

コンピュータソフトウェア関連発明に係る 審査基準等(2021)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/cs_shinsa/cs_shinsa.pdf

IoT関連技術に関する審査基準等について(2018)

● **資料1** https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/iot_shinsa/all.pdf

● **資料4** https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_z.pdf

AI関連の特許審査事例について(2019)

● **資料2** https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

● **資料5** https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei.pdf

AI・データの利用に関する契約ガイドライン(2018)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html

以下、自分なりの回答を考えてみてください

★ソフトウェアのアイデアは自分の著作物なので、他人がアイデアを拝借したソフトを作ることは著作権の侵害である

●自分は発明者であるので、公開しても、そのアイデアは自分のものである

●1つのソフトウェアのアイデアは、1つの特許で守ることができる

●違う分野で同じアイデアのソフトウェアがすでにあるので、分野を変えても特許になることは無い

●自分が行った発明の改良版はいつも自由に実施できる

★広い請求項さえ権利取得できれば、従属請求項は無くてもよい

★技術的に当たり前のことは、請求項に関係することでも、明細書に書く必要は無い

●自社製品と同じコンセプトの実用製品が市場に出回っていないので、特許調査は不要である

★発明の骨子を弁理士に伝えれば、あとは出願書類の完成を待てばよい

当日の目標と進め方

当日の目標

技術の強みの探求と粗調査で特許骨子を自力で把握する

上記により、的確に特許の本質と強みを表現し、専門家の力を上手に使う

当日の進め方

事前DL資料1～5及びスライドを随時利用します

当日のコンテンツ

- ①特許の勘所を知る
- ②IT特許独自のポイントを知る
- ③強みの気づき方を知る
- ④特許調査の概要を知る
- ⑤類似する参考ケースを自力で探せるようにする
- ⑥商談で相手にアイデアを取られないためのコツ

当日、みなさまと議論できるのを楽しみにしております！